

女性活躍推進法に基づく地方独立行政法人宮城県立病院機構 一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条の規定に基づき、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため次のとおり一般事業主行動計画を策定しました。

1 計画期間

地方独立行政法人宮城県立病院機構中期計画(平成27年度～平成30年度)の期間に合わせ、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とします。

2 目標

- (1) 採用した正規職員(事務職)に占める女性職員の割合を20%以上とします。
- (2) 採用した正規職員(医師)に占める女性職員の割合を20%以上とします。
- (3) 職員が継続して働きやすい職場環境の整備に努めます。

3 取組内容

- (1) 女性の応募を増やすため、就職説明会等において、育児に関する各種制度や院内保育所が整備されていることを紹介し、女性職員が働きやすい職場環境であることを積極的にPRします。
(平成28年4月～)
- (2) 法人のウェブサイトにおいて、各領域で活躍する女性職員を紹介するページを作成し、女性の職業選択のための活動に役立ててもらいます。
(平成28年12月～)
- (3) その他、職員が職業生活と家庭生活の両立を図れるよう環境整備に努めます。
- (4) 時間外勤務の適正な運用に努めるとともに、大型連休、夏季期間における年次有給休暇の計画的な取得を促進します。